

○群馬県警察ヘリポートの管理等に関する訓令

平成9年11月1日
本部訓令甲第12号

〔沿革〕

平成19年3月本部訓令甲第2号、21年3月第8号、22年3月第1号、27年3月第5号、30年3月第3号、令和3年9月第14号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察本部庁舎に設置する群馬県警察ヘリポート（着陸帯に付属する施設を含む。以下「ヘリポート」という。）の管理及び運用（以下「管理業務」という。）について、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）等航空関係法令の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 ヘリポートにヘリポート管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、警備部警備第二課長をもって充てる。

2 管理責任者は、警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受け、ヘリポートの管理業務に当たるものとする。

(管理業務の内容)

第3条 ヘリポートの管理業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 回転翼航空機（以下「航空機」という。）の離陸及び着陸に関すること。
- (2) ヘリポートの整備及び機能保持に関すること。
- (3) ヘリポートの監視及び警備に関すること。
- (4) その他ヘリポートの管理業務に関すること。

(禁止行為)

第4条 管理責任者は、法第53条及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第92条の4に規定する禁止行為事項をヘリポート入口の見やすい場所に掲示し、その徹底を期するものとする。

(設置基準の維持)

第5条 管理責任者は、ヘリポートが規則第79条に規定する設置基準に適合するよう維持管理に努めなければならない。

(改修を行う場合の措置)

第6条 管理責任者は、ヘリポートの改修、補修又は周辺の工事を行うときは、保安上の措置を講じるとともに、当該場所に必要な標識を設置するなど航空機の航行を阻害しないようにしなければならない。

(立入り)

第7条 ヘリポートに立ち入る場合は、あらかじめ管理責任者の許可を受けるものとする。
(運用時間)

第8条 ヘリポートの運用時間は、日の出時から日没時までとする。ただし、管理責任者が必要と認め、本部長の承認を得た場合は、この限りでない。
(係員の配置)

第9条 管理責任者は、航空機の離陸又は着陸に際しては、必要な係員を配置し、その安全を確保しなければならない。
(使用航空機)

第10条 ヘリポートを使用できる航空機（以下「使用航空機」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 群馬県警察の航空機
- (2) 他都道府県警察及び自衛隊等警察業務に関連ある機関の支援機
- (3) その他本部長が必要と認めたとき。

(使用航空機の制限)

第11条 使用航空機は、次の表に掲げる規格のものに制限する。

最大全備重量	7トン未満
全長	14.1メートル以下
全幅	12.5メートル以下

(使用の承認)

第12条 群馬県警察の航空機以外の航空機がヘリポートを使用する場合は、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。
(障害物件に対する安全対策)

第13条 管理責任者は、水平表面内の障害物件に対する安全確保のため、ヘリポートを使用する者に対し障害物件の存在及び群馬県警察ヘリポート場周経路図（別図）を周知徹底しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第14条 ヘリポートを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 離陸又は着陸しようとするときは、管理責任者にあらかじめ飛行計画を通報すること。
- (2) 人の乗降及び荷物の積卸しは着陸帯で行うこと。
- (3) 原則として航空機の発動機を停止することなく、短時間で目的を達すること。
- (4) 航空機の給油、排油等危険を伴う作業は行わないこと。
- (5) その他管理責任者が指示すること。

(災害対策)

第15条 管理責任者は、ヘリポートにおける航空機の火災等の事故に対処するため、消防救難設備等一覧表（別表第1）の消火設備及び救難器材をヘリポートに備え付け、定期的に点検するとともに、関係職員による訓練を実施しなければならない。

2 管理責任者は、天災その他の原因により航空機の離陸又は着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちにヘリポートの供用を一時停止するなど危害予防のため必要な

措置を講じなければならない。

(緊急時の措置)

第16条 ヘリポートに配置された係員は、航空機の事故等が発生したときは、迅速的確に負傷者の救護、消火、管理責任者への報告等必要な措置を講じなければならない。

(関係行政機関等との連絡)

第17条 管理責任者は、ヘリポートにおける事故等の緊急事態に備え、緊急体制一覧表(別表第2)による関係行政機関等との連絡体制を確立しておかなければならない。

(飛行場業務日誌)

第18条 管理責任者は、ヘリポートに飛行場業務日誌(別記様式)を備え付け、所要事項を記録しておかなければならない。

2 前項の飛行場業務日誌の保存期間は、1年とする。

附 則

この訓令は、平成9年3月14日から適用する。

附 則(平成19年3月7日本部訓令甲第2号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年3月14日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成21年3月13日本部訓令甲第8号)

この訓令は、平成21年3月19日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止(移管を含む。)に係る改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月11日本部訓令甲第1号)

この訓令は、平成22年3月18日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月3日本部訓令甲第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年3月9日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則(平成30年3月7日本部訓令甲第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年3月16日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則(令和3年9月28日本部訓令甲第14号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。